

平成26年10月24日（金）13：30～

交通政策審議会海事分科会第59回船員部会

（成瀬専門官） それでは皆さんお揃いですので、ただ今から交通政策審議会海事分科会第59回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局の船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員及び臨時委員総員18名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、この10月に新たに公益臨時委員に就任された方々がいらっしゃいますのでご紹介をさせていただきます。

東京海洋大学の庄司教授でございます。

（庄司臨時委員） 東京海洋大学の庄司と申します。専門は航海学です。どうぞよろしくお願いいたします。

（成瀬専門官） 明治学院大学の西村教授です。

（西村臨時委員） 明治学院大学の西村と申します。専門は社会保障関係をしておりまして、関東運輸局の船員部会に8年ほど務めさせていただきました。今後こちらでよろしくお願いいたします。

（成瀬専門官） ありがとうございます。続きまして配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。議事次第、船員部会委員等名簿、配布資料一覧、その次からが資料となります。資料の番号は、縦置きの資料は右上に、横置きの資料は左上に記載してございます。

まず資料1として、交通政策審議会への諮問について。諮問第207号。船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正についてが2枚になります。

資料1-2として改正概要のポンチ絵が1枚になります。

資料1-3として参照条文が5枚となります。

いずれも前回の船員部会で使用した資料と同じものになります。

続きまして、資料2として船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について（感染症関連）となったものになります。これが1枚になります。

資料のほうは行き届いておりますでしょうか。以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。本日は落合部会長が所用によりご欠席のため、竹内部会長代理に司会進行をお願いいたします。

（竹内部会長代理） 竹内でございます。皆さまお忙しいところお集まりくださいまして

どうもありがとうございます。本日、落合部会長ご都合によりご欠席ということで私のほうで司会を取らせていただきます。

では早速議事次第に従いまして進めてまいります。議題1になります。船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について。SOLAS条約等の改正に伴う改正関係でございます。これは前回の部会からの継続案件でございますけれども、その後の調整状況等につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

(吉田船員政策課長補佐) 船員政策課の吉田でございます。私のほうからご説明させていただきます。

SOLAS条約等の改正に伴う船員法施行規則、船員労働安全衛生規則の一部改正でございますが、前回の船員部会で諮問させていただいたあと、パブリックコメントの募集を実施いたしました。その結果、特に内容について変更点等は生じておりませんので、資料としましては前回と同じものを添付しております。

改めて簡単に改正内容を再度説明させていただければと思いますので、資料1-2、横向けの資料をご覧くださいと思います。内容も前回ご説明したのから変わっておりませんが、簡単にご説明いたしますと、平成25年6月のIMO第92回海上安全委員会におきまして、いわゆるSOLAS条約といわゆるIMSBCコードの一部改正案が採択されまして、平成27年1月1日に発効されることになっておりますので、この改正内容を国内で担保するために、船員法施行規則と船員労働安全衛生規則の一部改正を行うというものでございます。

具体的な改正内容でございますが、1つ目SOLAS条約の改正に伴う船員法施行規則の改正でございます。

1点目は、国際航海を行う旅客船等に乗船する旅客に対する避難のための操練につきまして、現在は旅客の乗船後24時間以内に行うということになっているものを、より速やかに行うという観点から出港前又は出港後直ちに行うこととするという改正を行うものでございます。

2点目は、これにつきましては新たに新規で設ける規定でございますが、海員に対する閉鎖区域への進入及び救助に関する操練を2か月に1回行うこととする、というものでございます。

2つ目が、IMSBCコードの改正に伴う船員法施行規則と船員労働安全衛生規則の改正でございます。こちらは、輸送中の貨物のくん蒸、薬物を用いた消毒を船員が行う場合に、安全に配慮して行うこととされておるところでございますが、今回新たに少なくとも8時間ごとにくん蒸に使用したガスの濃度を測定することとしまして、その結果を航海日誌に記載することとすると。こういった規定を設けるというものでございます。

省令改正のスケジュールでございますが、平成26年11月下旬目途で公布をいたしまして、平成27年1月1日に条約改正の発効と合わせて施行予定でございます。

説明は以上でございます。

(竹内部会長代理) ありがとうございます。それでは本件につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、国土交通大臣からの諮問第207号、船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正についてをもって諮問された件については適当であるという結論とすることとし、海事分科会にご報告したいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同) 異議なし。

(竹内部会長代理) ありがとうございます。それでは議題1が終了いたしましたので、議題2に移りたいと思います。

船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正。感染症の名称の改正に伴う改正関係です。こちら報告事項となります。ではこれも事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(吉田船員政策課長補佐) それではご説明させていただきます。こちら船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正でございますが、こちらは厚生労働省が感染症予防法の一部改正を予定しておるということで、それに伴っての改正ということでございます。形式改正ということですので、諮問という形ではなく報告事項ということにさせていただきます。

具体的な背景でございますが、厚生労働省のほうでSARS、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群といった新興感染症が世界中で発生していることを背景に、これら感染症に対し適切な措置を講じ蔓延を防止すべく、感染症予防法の一部改正を検討しておるということございまして、これによって船員法施行規則と労働安全衛生規則の改正が必要になってくるということでございますが、そもそも感染症予防法と船員法施行規則、船員労働安全衛生規則の関係がどういう関係があるのかというところなんです、資料の中段上のほうの省令改正による効果の部分をご覧くださいと思いますが、船員法上、船内に船員として乗り組むには健康証明書が必要でございますが、船員法施行規則に定める伝染病に罹患している船員については健康観察で不合格になるということになっております。

その船員法施行規則ではこういった健康検査で不合格になる伝染病の名称を規定しております、その名称については感染症予防法の名称に沿っておりますので、今回の予防法の改正に基づいてこちら改正が必要になっておるというものでございます。

船員労働安全衛生規則のほうにつきましては、この規則に定めている伝染病の発生区域等に赴く船舶については予防接種、衛生用品の整備、予防に関する教育、防疫等の感染防止措置を講じなければならないということになっておるものでございまして、こちらの伝染病につきましても名称等は感染症予防法に基づいて規定しておりますので、今回の改正によってこちら改正が必要になっておるということでございます。

具体的な改正は3点ございます。

1点目は、病原体の定義の適正化でございますが、こちらは何かと申しますと現在感染

症予防法上、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）というものが二類感染症として規定されておりますが、今回法律改正でこの属がベータコロナウイルス属、最新の分類学上が属がベータコロナウイルス属であるのが適当であるということで属が変更されるということで、安全衛生規則上も名称をこちらに、新しい病原体はベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限るという方向に改正をするというものでございます。

2点目が、新型のインフルエンザ血清亜型へ迅速に対応するための定義の適正化ということで、こちらも非常に技術的な話でございますが、現在感染症予防法で鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）というものが二類感染症に指定されておまして、船員法施行規則、安全衛生規則上もこの名称を用いておるところであります。この鳥インフルエンザのH5N1というのが特に人にとって危険であるということで、特にこれに限定して二類感染症に指定をしておるといふことのようにございますが、今後、ほかにも人にとって重大な影響を及ぼす血清亜型のウイルスが出てくる可能性があるという中で、血清亜型を法律に明記してしまうと、今後そういった危険なものが出てきたときにいちいち法律改正をしないといけないということで、非常に迅速な対応ができないということで、今回感染症予防法の改正に当たりまして血清亜型については法律上書かずに、同法の施行令、政令で定めるという形に改正をするということでございまして、船員法施行規則、安全衛生規則につきましても、現在はH5N1に限るといふふうにしておるところを、今後それ以外の血清亜型のものが追加されたときに、それも含めて対象にできるように書きぶりを改正するというのが2点目の改正でございます。

3点目が、政令による指定感染症を改正法案の二類感染症に分類変更ということでございますが、これにつきましては中東呼吸器症候群と申しますが、現在感染症予防法上は指定感染症に分類されておるんですが、改正後は二類感染症に分類を変更することを予定しておるといふことございまして、現在船員法施行規則と安全衛生規則上は指定感染症という名称で規定をしておるものですから、この中東呼吸器症候群の分類が変わると、対象として外れてしまうということで、今回政令施行規則と安全衛生規則の中で、この中東呼吸器症候群という名称を明記するという改正を行うというのが3点目の改正でございます。

改正内容としては以上でございます。

あと、その他というところで、これは今回の改正とは関係ないのですが参考ということで、現在エボラ出血熱というのが世界に問題になっておりますので、そちらの規定についてどうなっておるかというところを参考に記載しておるものでございますが、エボラ出血熱につきましては感染症予防法上では一類感染症に分類されておまして、船員法施行規則と船員労働安全衛生規則でも指定済みでございまして、例えば罹患している船員は当然健康検査で不合格になりますし、発生区域等に赴く船舶につきましては、感染防止措置

を講じなくてはならないというようなことになっております。

省令改正時期でございますが、こちらは感染症予防法の改正の時期に合わせて公布、施行予定でございます。説明は以上でございます。

(竹内部会長代理) ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(高橋臨時委員) 今、最後に説明をしていただいたんですけども、感染症予防法の一部改正というのはいつ頃予定されているのか、それに伴って公布、施行の予定というのは、当然一部改正が終わらないとできないということなんだろうけれども、その辺具体的にわかるのであれば教えていただきたい。

(吉田船員政策課長補佐) 法律改正自体は28年4月1日を予定しておるということでございます。今回、ご説明した改正に関する部分は、その後、ふた月を経過した日ということで予定しておるということで聞いております。

(竹内部会長代理) よろしゅうございましたでしょうか。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこれで、これは今、ご報告の事項でございましたので本日の予定された議事は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

(平岡臨時委員) お願いも含めてなんですけれども。内航船員の現状についてということで、船員の確保と船員に関する検討委員会の報告ということの取りまとめの中で、内航船員の不足人数が試算されております。

それでその試算によれば、来年には約800から2200人不足するということになっていますが、現状における内航船員の総数と増加数はどのくらい推移していたのか。またその不足数を充足させるためにはやはり官主催の量的確保に向けた協議の場が必要じゃないのかと思います。その辺のご検討をよろしくお願ひしたいということです。

(竹内部会長代理) ご要望のようです。いかがでしょうか、このことに関しましては。

(高田船員政策課長) 現在の内航船員の推移ということでございますけれども、数字が今、手元にはございません。また、最新のデータを今取っているところでもございますので、改めてご報告したいと思ひます。また、協議の場ということにつきましては、ご相談をさせていただければというふうに思ひます。

内航船員の問題につきましては、いろいろな場でこれまでも先ほどおっしゃいました検討会等もございましたので、そちらのほうのご要望も踏まえまして、またちょっと追ってご相談をさせていただきたいと思ひます。

(森田臨時委員) 内航船員と一口で言っても、大型船もあれば小型船もあれば、トン数によってもかなりいろいろな種類がありますし、地域、船員の内航の会社の地域もかなり広い状況で、いろいろな業種があるわけです。その内航船とひとくりに言っても船員とひとくりに言ってもそれだけ開きがあると言ひますか、そのバラエティがある中で、内航船員の確保と言ってもそこに求められるスキルであったりとか人材であるとかというのは、かなりいろいろな種類にわたると思うんです。

ですからその辺りについてはやはり、きめの細かい確保育成政策がないと、ひとくくりに内航船員の確保育成ということだけでは語れないところもあると思います。できれば全ての内航船員がある程度確保できるような政策なり、検討をする必要があると思います。そういう方向でのご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

(竹内部会長代理) いかがでしょうか、これにつきまして。

(高田船員政策課長) 内航船員の確保問題につきましては先ほど申し上げましたように、いろいろな取り組みを関係者の皆さまのお話も伺いながら行っているところがございますので、今後もお話は伺えればというふうに考えております。

ちょっとその検討の場ということにつきましては、この場でご回答させていただくのではなくまた追ってご相談をさせていただければというふうに思います。

(森田臨時委員) ですから内航と言っても大型船もあれば 199 (t) も 499 (t) も 699 (t) もいろいろなタイプの船があるわけですよ。その方々の資格の問題もあるし、今の年齢構成もありますよね。ですから大型船の手当はしているけれども小型船の船員がなり手がなくて止まってしまうと。それによって商売ができなくなる、あるいはそれによって物流が止まってしまうという状況というのは容易に想定されるわけですよ。

ですから、そういう部分でのきめの細かい対応のご検討を、ぜひ国土交通省さんをお願いをしたいと、こういうことでございます。

(高田船員政策課長) ご指摘のとおり大型船、小型船それぞれの、あるいは船種によっても状況が違うと思いますので、そういったことは認識はしております。

また、今までもそういうことも踏まえて、いろいろと関係者の皆さまと協力をさせていただいて対策も取っているところがございますけれども、引き続き検討してまいりたいと思います。

(森田臨時委員) ちなみにその対策を講じてらっしゃるということですが、それで十分だというご認識をお持ちなのか、それとも今後、新たな具体的な要望に対する政策を講じられるおつもりなのか、その辺りについてのお考えはいかがでしょうか。

(竹内部会長代理) いかがでしょうか。

(高田船員政策課長) 何をもって十分かというのは非常に難しいところではございまして、打てる手はとにかく何でも、いろいろ打つことは必要だとは考えておりますので、別に今やっていることで十分でこれ以上やるつもりは全くないということではございません。もちろん国としてできることに、何でもできるということではございませんけれども、できることはやっていく必要があるというふうには思っております。

(竹内部会長代理) はい。

(平岡臨時委員) やっていくという話はいいんですけども、いずれにしても、出された予測の数字で来年には 800 から 2200 人不足するということを国交省が試算しているわけです。

となると、いずれにしても今の状況の中で、先ほど森田委員からの発言にもあるように

きめの細かい対応をどんどんやっていかないと、例えば来年になって不足したらそれで足りるのか足りないのかというようなこともおきます。ですからその辺のところを踏まえて、どうするのかという細かいケアをする場が必要ではないかということです。

(森田臨時委員)　ですから今申し上げたように、いわゆる外航で我々が求めている量的確保ということとはちょっと質が違う。もう少しメッシュが細かい対応というのが内航の場合必要になってくると思うんですよ。その辺りについての国交省さんとしての問題に対する整理と問題の認識をぜひ伺っておきたかったのですが。

今の言われ方ですと、内航全体として捉えられているということのようなので、もっとこう1年経過すれば1歳皆さん歳を取って行って、平均年齢がどんどん上がっていくという状況は続いているわけですよ。そういう意味ではXデーが来る来ると言われながらもなかなか、部分的に少しずつ状況の変化と言いますか、ショートの度合いというのはどんどん大きくなってのかもしれない。

皆さんが、船員さんがどんどん高齢化していく中でまだ船が回っているからいいじゃないかということじゃなくて、新しい船員をどうやって確保育成していくかということについては、もちろん学校の問題もあるけれども、どう船員を具体的に確保していくかということに取り組まないと、ある日突然ばーんということにならないかもしれないけれども、今の方々はなかなか辞められない状況でね、逆に言いますと。どんどんどんどん内航の船員の平均年齢が上がっていくということがこれまでもずっと続いてきたので、そういうことだけではまずいんじゃないのかなという認識を我々としては持っているわけですよ。

ですから安全運航の確保なり、海難の防止という観点からも、やはり若年船員の確保というのをきちんとしていかないと日本としてはまずいんじゃないのかなという認識を持っていますので、そういう観点でぜひ取り組みをすすめていただきたいということです。

(高田船員政策課長)　ご指摘ありがとうございます。私どもとしましては、おっしゃるとおり船員の高齢化というものが著しいということで、50歳以上の内航の船員さんの割合が高いということで、若年船員をいかに確保していくかということが重要だというふうと考えておまして、例えば質のいい船員を教育するというところで、内航に特化した訓練制を導入したり、あるいは先日予算のご説明をさせていただきましたけれども、来年度の予算要求におきましては、専門の教育機関を出ておられない、卒業されていない方々を養成する短期養成コースにつきまして、航海のコースに加えまして機関のコースを設立するとともに、それに対する支援というものができないかという予算要求もさせていただいているということで、そういったところで若年船員の確保育成に取り組んでいるところでございます。ほかにもどういった手が考えられるのかということも、ぜひいろいろと教えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(森田臨時委員)　そういう意味では、うちの平岡委員のほうが申し上げましたいわゆる量的確保についての検討という意味では、これは前向きに検討と言いますか、そういうものを設置に向けてご検討いただけると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

(高田船員政策課長) いろいろともう既に業界の皆さまのお話も伺いながら取り組んでいるところでございますので、そういう場を設けることがどうなのかということにつきまして関係者の皆さまのお話も伺って考えてまいりたいというふうに思います。

(竹内部長代理) ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

(高橋臨時委員) 前回もお話し申し上げましたけれども、海中転落者の転落位置確認ということで、ライフジャケットに発信器を付けることを検討していただけないかと申し上げますけれども、その後どうなったのかということをお伺いしたいと思います。

私は専門家ではありませんけれども、多額な費用を必要とはしないのではないかなと思います。ライフジャケットに発信器を取り付けるということを義務化をするような検討の場を設けていただけないかと思えます。

(竹内部長代理) 今の件につきましてはいかがでしょうか。

(小久保安全衛生室長) 安全衛生室の小久保です。海中転落事故防止のために作業用救命衣に発信器を付けるという先日の部会でのご提案でございますが、その後、新聞に神奈川県三崎のほうでそういう発信器のようなものを作業用救命衣に付け、転落すると数秒以内にアラームが鳴るといような機器があるという情報がございました。

漁船においては海中転落による死亡事故が非常に多いという現状を十分認識しておりますので、今後ともそういう情報収集を含め、どういうものができるか検討をしていきたいと思えます。

(竹内部長代理) ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは以上で全ての議事は終了いたしておりますので、事務局よりあと何かございましたらお願いいたします。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(竹内部長代理) 以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第59回船員部会を閉会にしたいと思います。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆さまにはご出席いただきましてどうもありがとうございました。

了